令和６年７月更新

**提出書類チェック表**

法人名・担当者名

**１　設置基準**

障害福祉サービス事業所の主な設置基準について、各所管課と協議済みですか。

詳細は、以下のホームページを確認してください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shisetsusebi/ghkijun.html>

（本ページに記載されている設置基準は、グループホームに関するものです。他の障害福祉サービス事業所等の場合は、各法令を確認いただき、ご不明な点等は、本ページ記載の連絡先へお問い合わせください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 主な設置基準 | 所管課 |
| □ | 建築基準法 | 建築住宅局建築指導部建築安全課 |
| □ | 消防法に関する主な基準（消防用設備に関すること・防火管理に関すること） | 消防局予防部査察課設備指導係消防局予防部査察課査察係 |
| □ | 福祉のまちづくり条例（兵庫県） | 福祉局障害福祉課（まちづくり条例担当） |
| □ | 障害福祉サービス事業等の事業所指定を受けるに当たっての主な基準 | 以下の手引きでご確認ください。[申請手続きの手引き](https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html)※福祉局監査指導部 |
| □ | その他関係法令 |  |

※指定（変更）申請前に必要な事前面談の予約が大変込み合っており、３ヵ月以上お待ちいただく場合があります（訪問系を除く）。まずは申請手続きの手引き及び基準省令でご確認ください。

**２　提出書類**

下記の書類はそろっていますか。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 整備計画書、補助の条件及び応募資格に関する誓約書 |
| □ | 内訳の記載のある工事見積書（写）（※大規模修繕等の場合は、２社の見積書が必要） |
| □ | 施設位置図 |
| □ | 整備図面（各所管課と協議済み及び申請手続きの手引きで確認済みのもの） |
| □ | 整備する用地・建物の不動産登記簿謄本又は売買契約書、賃貸借契約書若しくはそれらに類する書類 |
| □ | 工事箇所の着手前写真 |
| □ | 法人定款、役員名簿 |
| □ | 直近年度の法人決算書 |
| □ | その他、整備計画の内容を説明する資料 |